国保改善運動交流集会を開催

各団体から取り組み報告　運動課題を共有

6月30日（土）、長野県社会保障推進協議会（以下県社保協）主催の国保改善運動交流集会が開催され、53名が参加した。国民健康保険の運営主体が市町村から県に移管されてから3ヶ月が経ったことから、各団体や議員から国民健康保険についての情勢報告が行われ、運動課題などを共有した。

国保アンケートについて報告を行う原県社保協事務局長

まず、県社保協事務局長の原健氏から、県保険医協会が県内市町村を対象に行った国民健康保険料（税）の調査ならびに保険証交付アンケート結果について報告された（6月27日現在の集計結果）。所得に占める保険料（税）の割合は依然として協会けんぽの2倍以上の負担があることが示された。加入者の所得状況からは、加入世帯の8割近くが所得200万円以下であり、「低い所得に対して保険料が異常に高い」といった実態がうかがえる。また、一般会計からの法定外繰入の動向では「順次減らす」「解消した」「行わない」とする自治体が散見され、繰入解消が保険税負担の増加に直結する可能性もある。このほか、子育て世代の負担軽減策として子どもの均等割を減免している仙台市や埼玉県ふじみ野市などの例が紹介された。小海町も3番目の子の均等割免除方針を示していたが、「地方税法上の取扱いでは天災・貧困・特別な事情がある者を減免できる者の範囲としており、画一的な基準により減免することは適当ではない」とする県からの指導で方針を取り下げている。

今後の運動課題としては、保険証取り上げなどの機械的制裁をやめさせること、国保77条による多子世帯の国保料（税）減免措置を求めていくことなどが挙げられた。

松本協立病院からは、「手遅れ死亡事例を通して国民皆保険制度を考える」として、無保険により受診が遅れ、死亡に至った事例について報告された。「無保険証」には、退職後、国保加入手続きができないままになっているケースが多く、高い保険料が国保加入を遅らせ、病気になったときに考えるしかないと思わせていることもあるとのこと。医療機関が窓口で「無保険証」を見逃さず、情報提供しながら加入を勧めることや、退職者への会社側のフォロー、自治体による滞納初期の相談を充実する取組み、社会保障の権利と義務を高校生や大学生などの若者世代にも広く周知していくことなどが求められると指摘した。

松本生健会の中嶋氏

また、松本生健会（生活と健康を守る会）から、国保税未納者の差押の執行を停止するよう市に対して申し出をし、差押額を減額させたケースや、「払える保険税」を目指し松本市議会への要請や署名運動を行い、市当局に「国保税が19市のうち最も高く、低所得者への加重負担となっていること」を認めさせた松本地区社保協の取組みの報告のほか、中野市、須坂市、信濃町の各議会の議員からも情勢報告が行われた。

集会参加者からは「実態の可視化の必要性を認識した」「一般会計からの繰入を何としても続けさせたい」といった声が寄せられた。

県内77市町村の国保料（税）率出揃う

4月より県保険医協会が実施してきた県内市町村に対する国民健康保険料（税）率のアンケート調査の回答が全市町村分出揃った。

昨年より保険料（税）率を据え置きとしたのは42市町村、引き上げが21市町村、引き下げが14市町村だった。全市町村のうち半数以上が据え置きとしたことになる。全ての区分を引き上げたのは中野市のみ。全体的な引き下げを行った市町村はみられなかった。国保料（税）率の賦課方法を所得割、資産割、均等割等割の4方式としたのは59市町村、所得割、均等割、平等割の3方式としたのが18市町村だった。所得250万円の夫婦と子ども1人、固定資産税3万円の世帯の国保料（税）額の試算では、県標準保険料率より高い市町村が40、低い市町村が37あった。今年の4月に行われた国保制度改革では、国保料（税）は県が示した標準保険料率をもとに市町村が設定することとなったが、約半数が県標準より高く設定されていることが明らかになった。保険料が最も高額となったのは松本市で448,830円。麻績村の445,400円、佐久市の436,040円が続く。所得に占める保険料の割合では、松本市が18.0％、麻績村が17.8％、佐久市、小布施町が17.4％と所得の2割に迫る。一方、県内で最も保険料が低いのは根羽村の201,214円で、250万円の所得に対しては8％を占めるにとどまり、松本市と根羽村の保険料を比較すると2倍以上の差がある。昨年度の保険料との比較では、中野市60,240円、飯綱町46,380円、青木村45,020円の順に引き上げ幅が大きい。一方、引き下げとなった市町村では、松川町72,150円、豊丘村49,509円、須坂市45,000円の順に大きく引き下げとなった。須坂市では議員と市民が共同して国保料引き下げを目指す継続的な取り組みを行い、昨年は県内で2番目に高かった保険料が今年は24番目となり、引き下げが実現している。

表1　平成30年度保険料（税）率　上位3市町村

医療分	所得割	松本市 9.10%	小布施町 8.10%	阿南町 8.05%
	資産割	麻績村 50.0%	上松町 45.0%	栄村 41.3%
	均等割	小布施町 28,000円	御代田町、中野市 26,600円	山ノ内町 26,200円
	平等割	御代田町 27,000円	小布施町 26,000円	佐久市 25,400円
支援分	所得割	白馬村 3.60%	小海町 3.30%	松本市、喬木村 3.20%
	資産割	泰阜村 22.27%	栄村 19.30%	大鹿村 16.50%
	平等割	白馬村 12,100円	大町市 11,000円	飯田市 10,600円
	均等割	天龍村、白馬村 10,000円	安曇野市 9,600円	諏訪市 9,500円
介護分	所得割	小諸市 3.20%	喬木村 3.15%	南木曽村 2.80%
	資産割	木祖村 16.40%	麻績村 16.00%	泰阜村 15.85%
	均等割	喬木村 11,700円	麻績村 11,500円	天龍村、南木曽町 11,000円
	平等割	東御市 9,000円	飯田市 8,600円	小諸市、御代田町 8,000円

表2　保険料上位3市村と下位3市村との比較

順位	市町村名	保険料（税）	対所得（%）
1	松本市	448,830円	18.0%
2	麻績村	445,400円	17.8%
3	佐久市	436,040円	17.4%
75	平谷村	237,727円	9.5%
76	大鹿村	234,955円	9.4%
77	根羽村	201,214円	8.0%

※所得250万円、固定資産税3万円、夫婦子ども1人での試算

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分（開設管理者の交代や遡及、移動等を除く）を紹介している。6/1～6/30間は、医科3件。（氏名敬称略）

	診療科名	郵便番号		電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
みやがわ耳鼻咽喉科きこえクリニック	耳い　アレ	381-2217	長野市稲里町中央一丁目5-11	026-214-4133	個人・宮川　麻衣子	常勤1	無	2018/7/1
田尾内科	アレ　呼吸器内科 感染症内科	385-0009	佐久市小田井820-25	0267-67-6611	個人・田尾　操	常勤1	無	2018/7/1
金田医院	内　皮	399-3202	下伊那郡豊丘村稲神549-4	0265-48-8488	個人・金田　和彦	常勤2	無	2018/7/1

※1診療科名は略記載、※2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一、※3従事の形態で病院・診療所は医師数，歯科併設は区分明記，歯科診療所は歯科医師数、※4指定期間は指定日より6年

経営税務 電話相談

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間　10：00～12：00、13：00～16：00

◆受付電話　0269-33-3265（しらかば会計事務所）
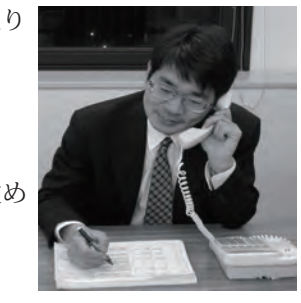
なお、土屋税理士（写真）が不在の場合は会員である旨と連絡先をご伝言下さい。改めて税理士の方から連絡をいたします。